

令和7年度 精神科救急医療施設(応急入院指定病院※1) 当番病院表

月日		ブロック	《 村山 》		《 置賜 》		《 庄内・最上 》	
			当 番 病 院		当 番 病 院		当 番 病 院	
令和7年 4月	1日～15日	かみのやま病院						県立こころの医療センター
	16日～月末	山形さくら町病院			佐藤病院			
5月	1日～15日	若宮病院						
	16日～月末	米沢こころの病院						
6月	1日～15日	山形さくら町病院						
	16日～月末	かみのやま病院			吉川記念病院			
7月	1日～15日	若宮病院						
	16日～月末	山形さくら町病院			公立置賜総合病院			
8月	1日～15日	山形さくら町病院						
	16日～月末	かみのやま病院			佐藤病院			
9月	1日～15日	若宮病院						
	16日～月末	米沢こころの病院						
10月	1日～15日	山形さくら町病院						
	16日～月末	かみのやま病院			吉川記念病院			
11月	1日～15日	山形さくら町病院						
	16日～月末	佐藤病院						
12月	1日～15日	若宮病院						
	16日～月末	かみのやま病院			公立置賜総合病院			
令和8年 1月	1日～15日	若宮病院			吉川記念病院			
	16日～月末	山形さくら町病院			佐藤病院			
2月	1日～15日	若宮病院			米沢こころの病院			
	16日～月末	かみのやま病院			佐藤病院			
3月	1日～15日	山形さくら町病院			米沢こころの病院			
	16日～月末	若宮病院						
常時対応型病院※2		山形さくら町病院 若宮病院			佐藤病院 米沢こころの病院			県立こころの医療センター

◆ 精神科救急当番病院の要件

1 定められた日において、診療応需できる体制（精神保健指定医1名以上及び看護師その他3名以上（オンコールを含む））を整えていること。

2 応急入院者等のための病床として、定められた日に、1床以上空床を確保していることなど。

※1 応急入院指定病院とは・・・

精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ、医療及び保護を図る上で著しく支障がある者（任意入院が可能な者を除く）に対する医療及び保護の依頼があり、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合には、本人の同意がなくとも、指定医の診察により、72時間に限り、入院させることが認められた一定の基準を満たす病院です。

※2 常時対応型病院とは・・・

当番病院での受入れが困難な場合に対応する病院で、24時間365日、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、緊急に医療を必要とする精神障がい者等に対して診察を行う病院です。